

○岡山県警察保護対策実施要綱

(平成 24 年 4 月 25 日警察訓令第 13 号)

(概要)

この要綱は、保護対象者に対する暴力団による危害行為を未然に防止するため、保護対象者の保護に関して必要な基本的事項を定めたものである。

通達の内容は、

- 1 目的
- 2 定義
- 3 保護措置区分
- 4 保護対策官の設置等
- 5 保護対策責任者の設置等
- 6 保護対策総合実施計画の策定
- 7 指定、解除等の上申
- 8 保護対策における基本的配慮事項
- 9 文書の保存

である。